

平成25年度第4回経営戦略会議 会議結果の概要

開催日時	平成25年5月9日（木）午前9時～午前9時36分
開催場所	本庁 東庁舎4-2会議室
出席者	市長、副市長、総務部長、情報戦略局長、環境生活部長、健康福祉部長、産業観光部長、都市整備部長、教育部長、上下水道部長、病院事務部長、環境生活部参事
審議事項	
1	小俣保健福祉会館への指定管理者制度の導入について <小俣総合支所>

1 小俣保健福祉会館への指定管理者制度の導入について

<小俣総合支所>

概要

小俣町内にある保健福祉会館全6館中、北部保健福祉会館を除く5館への指定管理者制度の導入について、審議を行った。

主な内容については、以下のとおりである。

○対象施設

元町保健福祉会館、本町保健福祉会館、明野保健福祉会館、宮前保健福祉会館、湯田保健福祉会館

○指定管理者制度の導入方針

- ・管理形態 単独管理
- ・開始時期 平成26年4月1日
- ・指定期間 3年間
- ・選定方法 非公募で特定のものに指定する

○指定管理者候補者

「伊勢市指定管理者制度導入指針」IV-2 指定管理者の選定に係る特例措置「(4) 政策的必要がある場合 地域活力の向上、市民活動の育成、地域福祉の推進等、市の推進する施策目的に合致する団体で、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できると認めるものを指名するとき」に基づき各保健福祉会館運営委員会を指定管理者候補者とする。

結論

提案のとおり、進めることと決定した。

主な意見・補足等

- ・ 保健福祉会館の使用形態についてであるが、貸館業務は行わないのか？
⇒申請があれば使用可能であるが、使用料は徴収していない。
- ・ 指定管理者の管理となっても、公の施設である以上、市民に平等に利用を提供する必要がある。
⇒公平性に配慮した運営を行う。
- ・ 指定管理者が行う修繕の範囲は、どのように設定するのか？
⇒10万円までは管理者で行い、10万円以上については市で行うことを想定している。
- ・ 北部保健福祉会館を対象外とする理由は？
⇒北部保健福祉会館は北部公民館と一体となっている。北部公民館は学習等教養施設であり、保健福祉会館と設置目的・利用形態等が異なり、指定管理者制度を導入するために、地元との協議も含めて、調整が必要な課題があることから、今回の対象外とした。今後の課題であり、教育委員会との協議・検討を進める。
- ・ 必要となる経費は、現状と比較してどうか？
⇒現在の各保健福祉会館運営委員会への委託料に、消耗品費、修繕料等を追加するので、支出額自体は大きくなる。ただし、直営で管理する金額を上回らないようにしたい。

資料 付議事項書